

## ICT教育機器活用による小中一貫教育を進めています

### ■電子黒板を活用した楽しく面白い授業

情報化の進展をふまえ、学校の授業においても、鮮明で臨場感のあるデジタル情報を活かした学習で、児童生徒の学習意欲の高まりや思考力の深化を図ります。また、電子黒板を活用した討論や発表で表現力の向上を目指します。



### ■ネット会議で小中一貫教育や学校間連携の推進

ネット回線を活用した会議を推進するなど、校務の効率化を進め、先生が児童生徒に寄り添う時間を

十分確保できるよう工夫します。また、児童生徒の協働学習や学校間交流について積極的に研究を進めます。

### ■導入の見通し

今年度から4年間で小学5年～中学3年までの普通教室、特別支援学級に電子黒板を導入していきます。今年度は二中、三中地区を対象に整備しました。順次ほかの中学区にも整備していきます。



#### 電子黒板とは…

電子黒板とは最近テレビの天気予報でも使われる、大きなコンピュータ画面のようなものです。コンピュータ操作や映像視聴、画面への書き込みなどができ、学習に大いに活用できます。

☎ 指導課(☎826-1111 内線5129)

## 牛久シティマラソンに伴う交通規制

「牛久シティマラソン」開催のため、マラソンコースおよび周辺道路の交通規制が実施されます。

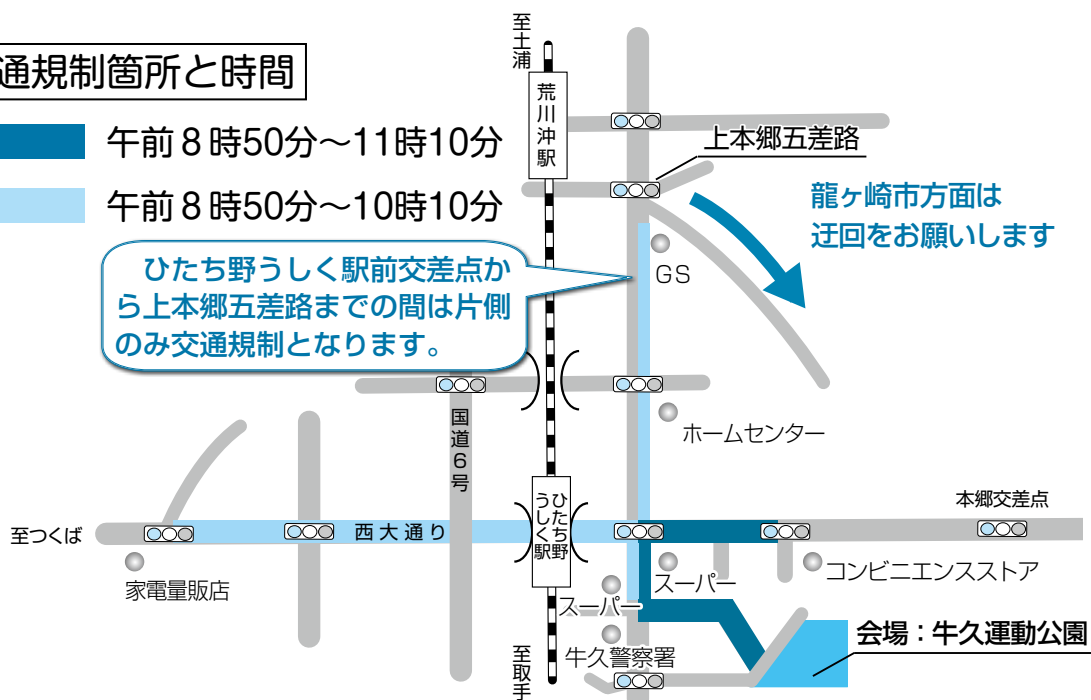
大変ご迷惑をおかけしますが、当日は迂回などのご協力をお願いします。

平成26年1月13日(月)  
午前8時50分～11時10分

### 交通規制箇所と時間

- 午前8時50分～11時10分
- 午前8時50分～10時10分

ひたち野うしく駅前交差点から上本郷五差路までの間は片側のみ交通規制となります。



☎ 牛久シティマラソン実行委員会事務局(☎873-2486)

## 市税滞納一掃宣言

～税負担の公平性を確保するために～

☎ 納税課(☎826-1111 内線2359、2233、2437)

### 税金の納め忘れはありませんか？

税金は、納税者の皆さんに定められた期間内に自ら納めていただくものです。期限までに納付のない場合は「滞納」となり、滞納状態が続くと法に基づき滞納処分を行うこととなります。再度、納付状況を確認し、納め忘れとなっている場合には、早期納付をお願いします。なお、失業・病気・事業不振などにより、一時的に納付が困難なときは、早急にご相談ください。

#### ◆12月の納税

税目／固定資産税(3期)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料(6期)

納期限／12月25日(水)

#### ◆12月の休日納税・休日納税相談

12月22日(日) 午前9時～午後4時

ところ／納税課(市役所本庁舎1階)

### 差押えた不動産の公売を実施します

あらかじめ公売財産の現況および関係公簿などを確認の上、参加してください。公売の入札には、税務関連職員、公売財産を所有する滞納者、公売の参加制限を受けた方は買受人となることができません。

#### ◆インターネット公売

参加申込期間／1月7日(火)午後1時～20日(月)午後11時

入札期間／1月27日(月)午後1時～2月3日(月)午後1時

公売場所／ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

#### 公売物件

財産種別／宅地

財産の所在地／栃木県那須塩原市中塩原字小田ヶ市17番25

地積等／224.72㎡

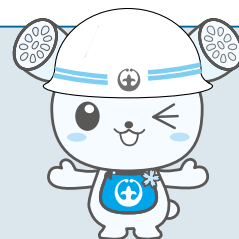
見積価額(最低売却価額)／41万円

公売保証金／5万円

※公売は中止になる場合があります。

## 住み慣れた家で長く暮らし続けるために

# 木造住宅の無料耐震診断 耐震改修計画作成費・工事費助成



市では、市民の皆さんの生命と財産を守るため、建築から一定期間を過ぎた木造住宅で耐震診断を希望する方に、「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣します。診断の結果、耐震改修工事を行う場合は、その費用を助成します。ぜひ、受診してください。

#### ◆木造住宅耐震診断士派遣事業

対象となる住宅／市内の住宅で、次のすべてに該当するもの

- ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された一戸建ての木造住宅で、階数が2階以下のもの
- ②併用住宅については、延床面積の半分以上が住宅の用に供されているもの
- ③枠組壁工法、丸太組工法または大臣など特別の認定を受けた工法でないもの
- ④過去にこの制度の耐震診断を受けていないこと

対象者／対象となる住宅の所有者で、市税の滞納がない方

実施予定棟数／70棟(先着順)

申込方法／建築指導課、各支所・出張所および各地区公民館にある「土浦市木造住宅耐震診断申込書」を郵送または直接



#### ◆耐震改修計画作成費・工事費助成

対象者／次のすべてに該当するもの

- ①木造住宅耐震診断士派遣事業で耐震診断を受けた方
- ②対象となる住宅を所有し、自分が居住するために耐震改修工事を予定している方
- ③市税の滞納のない方

申込方法／建築指導課にある申込書に必要書類をそえて直接

#### ◎耐震改修計画作成費補助

対象住宅／30㎡以上の住宅で上部構造1.0未満のもの

補助金額／作成費の3分の1(上限10万円)

補助件数／10件(先着順)

#### ◎耐震改修工事費補助

対象住宅／耐震計画作成費補助を受けた住宅で、改修により上部構造評点が0.3以上上昇し、かつ1.0以上のもの

補助金額／改修工事費の3分の1(上限30万円)

補助件数／5件(先着順)

☎ 建築指導課(☎826-1111 内線2254)